

山口県報

平成19年
1月16日
(火曜日)

目次

規則

山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則(厚政課)……………一

医療法施行細則の一部を改正する規則(医務保険課)……………二

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………三

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………四

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………四



山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年一月十六日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第一号

山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県介護福祉士修学資金貸付規則(平成五年山口県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「身体障害者デイサービス事業を行う施設、身体障害者短期入所事業を行う施設、知的障害者デイサービス事業を行う施設、知的障害者短期入所事業を行う施設」を「短期入所を行う施設、障害者デイサービスを行う施設」に改め、「短期入所療養介護を行う施設」の下に、「指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養

介護を行う施設、指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護を行う施設、指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護を行う施設」を加え、「児童居宅介護等事業、身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業」を「居宅介護を行う事業、行動援護を行う事業、外出介護を行う事業」に、「訪問入浴介護又は認知症対応型共同生活介護」を「又は訪問入浴介護を行う事業、指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又は介護予防訪問入浴介護を行う事業、指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を行う事業、指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護」に改める。

第八条中「第二条の三」を「第二条の二」に改める。

第十一条第一項第二号及び第四号中「第二条の三第一項第三号」を「第二条の二第一項第三号」に改める。

第十四条第一項中「第二条の三」を「第二条の二」に改め、同条第三項中「第二条の三第一項の」を「第二条の二第一項の」に改め、同項第一号中「第二条の三第二項第一号」を「第二条の二第二項第一号」に改める。

別記第九号様式中「第2条の3第2項」を「第2条の2第2項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山口県介護福祉士修学資金貸付規則の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年一月十六日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(昭和五十八年山口県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号の二中「診療所療養病床設置許可申請書」を「診療所病床設置許可申請書」に、「診療所療養病床設置許可事項変更許可申請書」を「診療所病床設置許可事項変更許可申請書」に改め、同条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 政令第三十二条の二の規定による認可 診療所一般病床設置届(別記第十四号様式(五))

第二十六条第十五号中「(別記第十五号様式(一))」の「ロ」又は「診療所一般病床設置届出事項表(別記第十五号様式(一))」を加える。

第六十六条第一項第三号中「第四号から第十一号まで及び第十三号」を「及び第四号」に改め、同項第三号中「診療所療養病床設置許可申請書」を「診療所病床設置許可申請書」に改める。

別記第十四号様式(一)の(表一)中「診療所療養病床設置許可申請書」を「診療所病床設置許可申請書」に、「診療所療養病床設置許可申請書」を「診療所の療養病床」及び「診療所の病床」に、「

療養病床の設置予定年月日	療養病床の設置場所	療養病床の診療科目	療養病床設置後の病床数

「療養病床以外の病床」及び「一般病床」に定める。同表の(表二)を「ロ」に

2の次に次のように加える。

3 「機能訓練室」欄、「談話室」欄、「食堂」欄及び「浴室」欄は、療養病床を設けようとする場合に記入すること。

別記第十四号様式(一)中「診療所療養病床設置許可事項変更許可申請書」及び「診療所病床設置許可事項変更許可申請書」に「療養病床設置許可事項の」及び「病床設置許可事項の」に定める。

別記第十四号様式(二)の「ロ」に定める。

第14号様式(第2条関係)

診療所一般病床設置届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
届出者 住所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり診療所の一般病床を設置したので、医療法施行令第3条の2の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

名 称	所在地	診療科目	一般病床の設置年月日	一般病床の設置場所	一般病床の診療科目	療 養 病 床	一 般 病 床	計	病床の種類
			年 月 日			床	床	床	床

添付書類

建物の平面図(各室の用途を明示すること。)

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第15号様式(イ)中「診療所療養病床設置許可申請事項変更届」を「診療所一般病床設置許可申請事項変更届」に、「療養病床設置許可申請事項を」とし「一般病床設置届出事項を」とする。

この規則は、公布の日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年一月十六日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年山口県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二から第七条の四までを削る。

第十二条中「身体障害者相談支援事業等開始届」を「身体障害者生活訓練等事業等開始届」に改める。

第十三条第一号中「身体障害者相談支援事業等届出事項変更届」を「身体障害者生活訓練等事業等届出事項変更届」に改め、同条第一号中「身体障害者相談支援事業等廃止届」を「身体障害者生活訓練等事業等廃止届」に、「身体障害者相談支援事業等休止届」を「身体障害者生活訓練等事業等休止届」に改める。

第十四条中「身体障害者相談支援事業等休止届」を「身体障害者生活訓練等事業等休止届」に、「身体障害者相談支援事業等を」とし「身体障害者生活訓練等事業等を」とし、「身体障害者相談支援事業等再開届」を「身体障害者生活訓練等事業等再開届」に改める。

別記第五号様式の二から別記第五号様式の六までを削る。

別記第十一号様式(表)中「身体障害者相談支援事業等開始届」を「身体障害者生活訓練等事業等開始届」に、「身体障害者相談支援事業等を」とし「身体障害者生活訓練等事業等再開届」に、「身体障害者相談支援事業等を」とし「身体障害者生活訓練等事業等再開届」に改める。

「
1 身体障害者相談支援事業
2 身体障害者生活訓練等事業
3 介助犬訓練事業
4 聴導犬訓練事業
」を、

「
1 身体障害者生活訓練等事業
2 介助犬訓練事業
3 聴導犬訓練事業
」とする。

第13号様式(イ)中「身体障害者相談支援事業等届出事項変更届」を「身体障害者生活訓練等事業等届出事項変更届」に、「身体障害者相談支援事業等の」とし「身体障害者生活訓練等事業等の」に、

「
1 身体障害者相談支援事業
2 身体障害者生活訓練等事業
3 介助犬訓練事業
4 聴導犬訓練事業
」を、

「
1 身体障害者生活訓練等事業
2 介助犬訓練事業
3 聴導犬訓練事業
」とする。

第14号様式(イ)中「身体障害者相談支援事業等休止届」を「身体障害者生活訓練等事業等休止届」に、「身体障害者相談支援事業等を」とし「身体障害者生活訓練等事業等休止届」に、

「
1 身体障害者相談支援事業
2 身体障害者生活訓練等事業
3 介助犬訓練事業
4 聴導犬訓練事業
」を、

「
1 身体障害者生活訓練等事業
2 介助犬訓練事業
3 聴導犬訓練事業
」とする。

第15号様式(イ)中「身体障害者相談支援事業等再開届」を「身体障害者生活訓練等事業等再開届」に、「身体障害者相談支援事業等を」とし「身体障害者生活訓練等事業等再開届」に、

「
1 身体障害者相談支援事業
2 身体障害者生活訓練等事業
3 介助犬訓練事業
4 聴導犬訓練事業
」を、

1 身体障害者生活訓練等事業
2 介助犬訓練事業
3 聴覚犬訓練事業

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年一月十六日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四号

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

知的障害者福祉法施行細則（昭和六十二年山口県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」といふ。」を削る。

第二条中「別記第一号様式」を「別記様式」に改める。

第三条から第十条までを削る。

別記第二号様式から別記第九号様式までを削り、別記第一号様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年一月十六日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和五十年山口県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の五中「障害児相談支援事業等開始届」を「児童自立生活援助事業開始届」に改める。

第二十五条の六第一号中「障害児相談支援事業等届出事項変更届」を「児童自立生活援助事業届出事項変更届」に改め、同条第二号中「障害児相談支援事業等廃止届」を「児童自立生活援助事業廃止届」に、「障害児相談支援事業等休止届」を「児童自立生活援助事業休止届」に改める。

第二十五条の七中「障害児相談支援事業等休止届」を「児童自立生活援助事業休止届」に、「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に、「障害児相談支援事業等再開届」を「児童自立生活援助事業再開届」に改める。

第三十六条第一項の表中「障害児相談支援事業等開始届」を「児童自立生活援助事業開始届」に、「障害児相談支援事業等届出事項変更届」を「児童自立生活援助事業届出事項変更届」に、「障害児相談支援事業等廃止届又は障害児相談支援事業等休止届」を「児童自立生活援助事業廃止届又は児童自立生活援助事業休止届」に、「障害児相談支援事業等再開届」を「児童自立生活援助事業再開届」に改める。

別記第五十一号様式の五の表中「障害児相談支援事業等開始届」を「児童自立生活援助事業開始届」に、「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に、「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活援助事業」に改める。

事業の種類及び内容	種類	内容
	1	障害児相談支援事業
	2	児童自立生活援助事業

「事業の内容」に改

め、同様式の注中2を削り、3を2として、4を2とする。

別記第五十一号様式の六中「障害児相談支援事業等届出事項変更届」を「児童自立生活援助事業届出事項変更届」に、「障害児相談支援事業等」の「児童自立生活援助事業」に改め、

事業の種類	種類	内容
	1	障害児相談支援事業
	2	児童自立生活援助事業

及び

「種類及び」を削り、同様式の注中2中「事業の種類」欄及び「を2とする」

別記第五十一号様式の七中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業等」に改め、

「児童自立生活援助事業等」を「児童自立生活援助事業」に改め、

「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活援助事業」に改め、

「	事業の種類	1 障害児相談支援事業	を削
		2 児童自立生活援助事業	
」			

り、同様式の注2を削り、回注1を回注とする。

別記第五十一号様式の内中「障害児相談支援事業等再開届」を「児童自立生活援助事業再開届」に、「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改め、

「	事業の種類	1 障害児相談支援事業	を削
		2 児童自立生活援助事業	
」			

り、同様式の注2を削り、回注1を回注とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十九年一月十六日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）